

平成 28 年 12 月 26 日

第 2 回 神戸市介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者説明会資料

## 障害者支援課からのお知らせ

現在、「障害者総合支援法における介護給付費等と介護保険との適用関係（神戸市取扱い基準）見直し（案）」について神戸市行政手続き条例に基づき、市民意見募集を行なっています。

意見募集期間：平成 28 年 12 月 5 日（月）～平成 29 年 1 月 4 日（水）

詳しくは神戸市ホームページをご確認ください。

市民意見公募

検索

意見公募手続(行政手続条例)の実施状況ページの「1 意見公募中の案件」内にあります。「障害者総合支援法における介護給付費等と介護保険との適用関係（神戸市取扱い基準）見直しについての意見募集」

<http://www.city.kobe.lg.jp/information/public/comment/gyoute/080hokenfukushi/toriatukaikijyunhenkou.html>

### 障害者総合支援法における介護給付費等と介護保険との適用関係（神戸市取扱い基準）見直し(案)の概要

#### 1. 趣旨

現在、神戸市では介護保険法に基づく要介護認定を受けた障害者（障害者総合支援法第 4 条第 1 項に規定する障害者をいう。以下、同じ）から、障害者総合支援法に基づく介護給付費等（居宅介護・重度訪問介護）の支給申請があった場合、「介護給付費等と介護保険との適用関係（神戸市取扱い基準）」（以下、「神戸市取り扱い基準」という。）に基づいて必要性を判断し、支給決定を行っています。

この神戸市取り扱い基準は、市民意見公募を経て、平成 20 年 2 月より運用してきましたが、介護保険移行前に必要とされていた居宅介護等のサービスによる支援が介護保険利用開始前後で大きく変化しないよう配慮し、見直しを行うこととしました。

#### 2. 見直しの概要

現行基準について、下記のとおり見直しを行うことを予定しています

(現行基準)

対象者	① 要介護4以上で身体障害者手帳が上肢2級以上かつ下肢2級以上又は体幹障害2級以上で総合等級1級または脳原性による上肢機能2級以上かつ移動機能2級以上で総合等級1級 ② 要介護3以上で腎臓機能障害1級に加え、上肢3級以上かつ下肢または体幹障害3級以上で総合等級1級又は脳原性の上肢機能3級以上かつ移動機能3級以上で総合等級1級 ③ 要支援で知的・精神・視覚障害 ④ 非該当で知的・精神・視覚障害 ⑤ 介護保険移行時に支援区分5以上(最大2ヵ年)
障害者総合支援法に基づく支給量(居宅介護・重度訪問介護)	上記対象者①・⑤移行前利用実績から介護保険による利用時間を差し引いた時間 上記対象者② 通院介助 最大20時間/月 上記対象者③ 通院介助 最大20時間/月 上記対象者④ 居宅介護 最大20時間/月
要件	上記対象者①・②・⑤ 介護保険は支給限度基準額を上限まで利用し、50%は訪問介護を利用 上記対象者③ 介護保険で訪問介護を利用 (上記対象者④は非該当)

(見直し案)

対象者	65歳到達時点(介護保険の第2号被保険者の場合は特定疾病に基づき要介護状態になった時点)ですでに障害者である者
障害者総合支援法に基づく支給量(居宅介護・重度訪問介護)	障害者総合支援法に基づき必要と判断される居宅介護又は重度訪問介護の支給量から介護保険法に基づき給付を受けることができる訪問介護の支給量を差し引いた時間
要件	・要介護認定(要支援認定)を受けた場合は介護保険法に基づく保険給付を区分支給限度基準額まで受けることが居宅介護サービス計画(ケアプラン)等により確認できること。 ・要介護認定(要支援認定)申請を行った結果、非該当の認定を受けたことが提出書類により確認できること。 ※平成29年4月1日以降は要介護認定で非該当の認定を受けた場合も含め介護保険法に基づく地域支援事業の利用についてもケアプラン等の書類により確認できること。

※65歳到達(介護保険の第2号被保険者の場合は特定疾病に基づき要介護状態になった時点)以降に障害者となった方は、見直し前の神戸市基準の内容で適用することとします。

3. 運用開始時期

平成29年2月1日(水)